

別表第 1（第 14 条関係）

| 利用区分  | 援助活動の時間          | 料金基準額         |
|---|------------------|---------------|
| 月曜日から金曜日まで  | 午前 7 時から午後 7 時まで | 1 時間あたり 600 円 |
| 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に該当する日 | 午前 7 時から午後 7 時まで | 1 時間あたり 700 円 |

- 1 援助活動の時間は、送迎時間を含み援助会員が現に対象児童を預かった時間とする。
- 2 援助活動の時間が 1 時間未満の場合は、1 時間の料金とする。
- 3 援助活動の時間が 1 時間以上で端数がある場合、該当時間数が 30 分以下の時は 1 時間あたりの料金基準額の半額を、30 分を超えるときは 1 時間あたりの料金基準額を加算する。
- 4 利用会員が援助活動の依頼を取り消した場合は、利用会員が取消料として次のとおり支払うものとする。
  - (1) 前日までの取消し 無料
  - (2) 当日取消し 上記基準により算定された料金の半額
  - (3) 無断取消し 上記基準により算定された料金の全額
- 5 援助活動において、公共交通機関を利用した場合の費用及び対象児童にかかった費用については、利用会員が実費を支払うものとする。